

いつまで乗れるの？  
買い替えないとダメなの？



# ディーゼル車の走行規制等に関する概要

(NOx・PM法暫定版)

まず、車検証をご覧ください。

車検証番号 00599	自動車検査証 自動車の検査	平成 12年11月25日	関東運輸局 東京陸運支局長
類別番号 △○(11)	排出ガス規制記号 KC-ABC12E	初度登録年月 平成12年11月25日	燃料の種類 軽油
型式 △○△□□□△	型式 KC-ABC12E	乗車定員 3	キャブオーバー 1000 2200 4365
型式 ABC12E-1234567	型式 6R55H	乗車定員 654	乗車定員 183 258 5.43
所有者の氏名 東京 太郎	東京都 東京都△△区△△-丁目23-45 [1XX0 03X2]		重量 1200
所有者の住所 東京都△△区△△-丁目23-45 [1XX0 03X2]			
所有者の氏名 ***			
所有者の住所 ***			
使用の本職 ***			
手続 平成12年12月14日	備考 [△○], 継続検査, BY44, 100, 使用車種規制 (NOx) 適合, この自動車の仕様の本拠はNOx特定地域内です。		

ご理解頂くための必要な項目 (上の○印がついているところが重要です)

- ① 自動車登録番号の類別番号  
(1,4,6ナンバー:貨物車、2ナンバー:乗合(バス)、8ナンバー:特種用途車、3,5,7ナンバー:乗用車、9,0ナンバー:特殊車)
- ② 初度登録年月  
(新車として初めて登録された年月、猶予期間を計算する際に必要です。)
- ③ 型式の排出ガス規制記号  
(P,U:元年規制, KA,KB, KC:5年、6年規制, KK, KL:10年、11年規制  
(いずれもディーゼル車規制)、いつの排出ガス規制に適合しているか判断します。)
- ④ 燃料の種類  
(軽油になっている自動車がディーゼル車です。)



# 「環境確保条例（東京都）」のディーゼル車規制と 「改正自動車NOx・PM法（国）」の車種規制の相違点

	環境確保条例（東京都）	改正自動車NOx・PM法（国）
排出規制物質	粒子状物質（PM）	窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）
規制の内容	平成15年10月から（平成17年以降に規制強化）PM排出基準に適合しないディーゼル車の東京都内全域（島しょを除く。）運行禁止	平成14年5月から（ディーゼル乗用車は平成14年10月から）排出ガス基準に適合しない車両の特定地域内での登録及び継続検査の禁止
対象車種	次に掲げる用途のディーゼル車〈④〉 （カッコ内は自動車登録番号の類別番号） a. 貨物自動車（トラック・バス） （1. 10～19. 100～199. 4. 40～49. 400～499. 6. 60～69. 600～699） b. 乗合自動車（バス） （2. 20～29. 200～299） c. 特殊用途自動車（冷凍冷蔵車、電所作業車など） （8. 80～89. 800～899） *ただし、乗用車及び乗用車をベースに特殊用途自動車に改造したものを除く。 ☆ 規制の対象〈③〉 平成15年規制（P-、U-、KA-、KB-、KC-など6年規制以前の車両） 平成17年規制（P-、U-、KA-、KB-、KC-、KK-、KL-など10年規制以前の車両）	・貨物、乗合、特殊用途自動車 【NOx・PM法は、燃料の種類は関係なし】 （ディーゼル車は、P-、U-、KA-、KB、KC-などの車両が規制の対象） ・ディーゼル乗用車（カッコ内は自動車登録番号の類別番号） （3. 30～39. 300～399. 5. 50～59. 500～599. 7. 70～79. 700～799）
猶予期間	初度登録から7年間〈②〉 ただし、都が指定するPM減少装置を装着すれば規制に適合するものとみなす。	小型貨物8年、普通貨物9年 マイクロバス10年、大型バス12年 特殊用途自動車10年、ディーゼル乗用車9年
罰則等	運行責任者に運行禁止命令 運行禁止命令に従わない場合は、氏名公表、50万円以下の罰金	50万円以下の罰金（計画書に関する罰則）

※ 改正自動車NOx・PM法の内容については、平成13年8月9日パブリックコメント時点のものです。今後、政令、省令等が告示された際、上記の内容とは異なる場合があります。

## ☆ お問い合わせ先

- 条例や規制に関すること  
監察指導係 03-5388-3528
- 事業所指導や自動車公害の相談に関すること  
自動車公害監察担当（自動車Gメン） 03-5388-3510～4
- 低公害車の導入及び補助金等に関すること（CNG車、粒子状物質減少装置の装着）  
低公害車係 03-5388-3529
- 粒子状物質減少装置（DPF等）に関すること  
排出ガス技術係 03-5388-3497

- 東京都環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>
- 指導普及課メールアドレス [S0000630@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000630@section.metro.tokyo.jp)



古紙配合率100%  
再生紙を使用しています

平成13年10月発行  
東京都環境局自動車公害対策部計画課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話03-5388-3519  
登録番号113164号 環境資料 第13037号



# 東京都環境確保条例によるディーゼル車の粒子状物質排出量規制

例：2トン積普通貨物車（車両総重量4トン強）の場合

